

松下幸之助記念志財団 研究助成

研究報告

(MS Word)

【氏名】奥田 弦希

【所属】(助成決定時) 東京大学大学院人文社会系研究科博士課程

【研究題目】二重制期ハプスブルク帝国のムスリム及び対ムスリム政策：ムスリム住民の法的地位をめぐるオスマン帝国との関係を中心に

【研究の目的】(400字程度)

本研究の目的は、1908年のボスニア併合から1918年の帝国崩壊に至るまでのハプスブルク帝国におけるムスリムに対する政策の形成過程・変化を、帝国内外の諸アクターの交渉・合意形成過程を踏まえて解明することである。併合以降帝国両半部に移住するムスリム住民が増加したことにより、ムスリム住民の法的地位を明確なかたちで規定し、彼らを帝国に包摂していくことが課題となった。こうしたなかで1912年イスラーム法が成立し、帝国のオーストリア半部においてムスリムの信仰を保護することが法で定められた。しかし先行研究では主にムスリム住民の大多数が居住するボスニアのみが対象地域とされてきたことから、同法の成立に至る多方向的な合意形成過程は未だ解明されていない。同法が2015年の改正を経て現在のオーストリアでも有効であることからわかるように、帝国最後の10年間に形成されたムスリム住民の法的地位は、帝国崩壊を乗り越えて今日まで長くその影響を残すこととなったことから、本研究の解明点は現代におけるムスリム住民に対する政策や多宗教・多文化の共生に関する課題にも示唆を与えようと考えている。

【研究の内容・方法】(800字程度)

本研究は、ハプスブルク帝国におけるイスラームの法的地位が1908年から1918年の間にどのように形成され、帝国内の多様なアクターによってどのように影響を受けたかを解明することを目的とする。従来の研究では、主にボスニア地域内のムスリムに対する政策が検討され、ボスニア域外の視点が不足していた。申請者は、ボスニア併合以降の帝国におけるムスリムの法的地位確立過程を、多方向からの交渉、調整、妥協の産物として理解することを目指している。また、帝国内におけるイスラームの公認過程を事例とし、帝国が多宗教・多宗派公認体制にイスラームを組み込んだ独自の時期として、当該時期の意義を明らかにしたいと考えている。

この目的のため、申請者は5つの主要史料群を用いる。まず、オーストリア国家文書館所蔵の公文書で、帝国の主要部局(戦争文書館、行政文書館、王室宮廷文書館)や議会速記録などである。また、新発見の「非公認宗教」関連の文書(NK)も利用し、ウィーンにおけるムスリム活動の動向を検証する。次に、オーストリア東方協会の機関誌を含むウィーン市内での定期刊行物史料を通じて、ウィーンの諸アクターの動向を分析する。

さらに、ボスニア域内で刊行された多言語の定期刊行物(Behar, Biser, Bosniak, Gajretなど)を使用し、ムスリムたちが帝国に対して行った請願やその反応を調査する。加えて、ハンガリー側の視点を把握するため、ハンガリー語の史料やハンガリー国立公文書館所蔵の史料を参照し、二重帝国体制下におけるハンガリーの対応を検討する。最後に、オスマン帝国がハプスブルク帝国のムスリム政策に及ぼした影響を探るため、ウィーンとイスタンブールの公文書館に所蔵されているオスマン語史料を使用する。

これらの多岐にわたる史料を活用し、ハプスブルク帝国の多宗教体制内でイスラームがどのように位置づけられ、各アクターの相互作用によってその法的地位が形成された過程を明らかにすることが、本研究の目的である。また、当時の帝国と多様なアクターとの合意形成過程を理解することは、現代におけるイスラームや多文化共生の課題に対する示唆も期待される。

【結論・考察】（４００字程度）

本研究課題では、ウィーンでの現地調査で入手した資史料、ならびにイスタンブールの首相府オスマン文書館で入手した史料の分析を進めた。特に文書館調査で独自に発見した 1912 年イスラーム法の予備討議の議事録や同法の草案 A・B・C の分析を進め、1912 年イスラーム法の成立過程を予備討議段階に遡って精査した。これらの予備討議の議事録や諸草案は先行研究では散逸したとされており、史料的价值も高いものである。本研究課題を通じてハプスブルク帝国のムスリム住民に対する政策の一側面を、1912 年イスラーム法の法案作成過程の分析、さらにはカトリックにもとづくオーストリアの既存の法制度やオスマン帝国との外交関係をはじめとする国際関係など多様な要素と関連させつつ解明できたと考えている。